

令和5年 下呂市農業委員会第6回総会議事録

開催日時	令和5年6月5日	14：00～15:00
開催場所	下呂総合庁舎 5階 大会議室	
出席委員	1 番 山下 康子 2 番 上野 耕正 3 番 大森 公治（推） 4 番 嶋田 浩 5 番 熊崎 みどり 6 番 中島 義彦 8 番 中川 元宏（推） 9 番 中川 輝男（推） 10 番 田中 覚章（推） 11 番 二村 昭司 12 番 小林 寿 13 番 川口 太三（推） 14 番 鎌倉 誠也 15 番 中島 尊治 16 番 福井 順也 17 番 中島 次郎（推） 18 番 二村 正明（推） 19 番 熊崎 徹（推） 21 番 金森 茂俊 22 番 中島 義雄 23 番 中島 悠 24 番 日下部 道男（推） 25 番 井戸 克彦（推） 26 番 杉山 裕（推）	
欠席委員	7 番 林 忠助 20 番 中桐 由起子（推）	
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 26 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 27 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 議事 28 号 農地法第4条の規定による許可申請について 議事 29 号 農地法第5条の規定による許可申請について 第4 その他	
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数13名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第6回農業委員会を開催いたします。	
会 長	【会長あいさつ】	
会 長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 12 番 小林 寿 委員 14 番 鎌倉 誠也 委員 お願いいたします。	
会 長	議題第26号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の2～3ページをお開きください。	
会 長	農地法第3条申請5件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。	

事務局	議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、有償による所有権移転が4件、無償による所有権移転が1件提出されています。 番号1については、農振農用地です。 譲渡人は高齢により耕作できないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。 全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 番号2については、農振農用地ではありません。 譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため耕作できないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。 全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 番号3については、農振農用地ではありません。 譲渡人は高齢により管理ができないため耕作できないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。 譲受人は市外に居住しており、毎月10日ほど申請地の隣にある実家に滞在し、管理を行うとのことです。また、不在時においては近隣に住む親戚に管理をお願いするとのことです。 周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 番号4については、農振農用地ではありません。 譲渡人は高齢により管理ができないため耕作できないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。 全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 番号5については、農振農用地ではありません。 譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため耕作できないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。譲受人は実家が申請地の近隣にあり、現在実家に居住している母と姉の手を借りて農業を行う計画です。 全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 以上、農地第3条申請について審議をお願い致します。
15番	1番について説明します。 場所は、御厩野の阿弥陀寺に向かう途中です。 譲受人はもともとこの部落の出身で、この春に申請地の隣の家を購入し住み始めました。譲渡人は施設に入ってしまう管理ができず、子供もおらず、後継者はいないため、譲受人がこの家に住んだ時に、申請地の管理も頼んでいましたが、この度正式に所有権移転をしたいとのことで申請されました。
18番	2番について説明します。 場所は小川で、道添住宅の南側です。譲渡人は市外に居住しており管理ができないため譲渡を希望しており、譲受人は申請地の隣に住んでおり、申請地を譲り受けるとのことです。
18番	3番について説明します。 場所は、湯之島の****の裏手です。譲渡人は高齢であり管理ができないため譲渡を希望しており、譲受人は市外に居住しておりますが、毎月10日ほど申請地に離接する実家に帰省するため、申請地を譲り受けて管理していくものです。 申請地のすぐ近くに親戚もおり、協力していただけるとのことです。

18番	4 番について説明します。 場所は、3 番の隣で、譲渡人も同じです。申請地の隣に譲受人の自宅と工場があり、畑として利用したいとのことです。
23番	5 番について説明します。 場所は、金山町菅田桐洞の交番から洞の中に入っていったあたりです。譲渡人は市外に居住しており管理ができないため譲渡を希望しており、譲受人はこの2つの申請地の間くらいに実家があり、実家に帰省しながら管理していくものです。 なお、地元には母親と姉がいることから、協力していただけるとのことです。
会 長	こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請5件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。
会 長	議題第27号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の4～5ページをお開きください。こちらの案件につきまして、事務局説明をお願いいたします。
事務局	議案第2号 農地転用許可後の事業計画変更申請について説明させていただきます。 今回の申請内容については、土地利用計画の変更が1件です。 番号1については、令和4年9月に5条許可を得た転用計画について、土地利用計画上の建物配置などに変更があったため承認を求めるものであります。開発協議については既に締結済みであり現地は着工済みであります。 以上、農地転用許可後の事業計画変更申請について審議をお願い致します。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
21番	変更前・変更後の資料がないと審議のしようがないな。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】

会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
会 長	議題第28号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の6ページをお開きください。
会 長	農地法第4条許可申請1件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	議案第59号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。 今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が1件、面積については畑502㎡です。 番号1については、申請地を一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。農地区分は、街区における宅地の割合が40%を超えていることから、第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから問題はないと思われます。 なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 以上、農地第4条申請について審議をお願い致します。
25番	1番について説明します。場所は金山町乙原で、バイパスの降り口があるあたりです。亡くなった申請者のお兄さんが住宅を建てており、申請者が相続した際に地目が農地であることが判明したため転用許可を求めるものであります。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請1件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
会 長	議題第29号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の7～8ページをお開きください。
会 長	農地法第5条許可申請6件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。
今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が6件、面積については田314㎡、畑852.92㎡です。

番号1については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の通路として利用したいため、転用許可を求めるものです。

農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。

一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われま

す。番号2については、申請地を借り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。

農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。

一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われま

す。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

番号3については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものです。

農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。

一般基準として転用の確実性が認められます。隣接する農地はないことから問題は無いと思われま

す。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

番号4については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。

農地区分は、500m以内に北消防署、下呂総合庁舎があることから第3種農地に該当すると判断されます。

一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから問題は無いと思われま

す。番号5については、申請地を借り受け、一般個人住宅の進入路として利用したいため、転用許可を求めるものであります。

農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。

一般基準として転用の確実性が認められます。隣接する農地はないことから問題は無いと思われま

す。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

番号6については、申請地を借り受け、一般個人住宅の駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。

農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。

一般基準として転用の確実性が認められます。隣接する農地はないことから問題は無いと思われま

す。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。

1番について説明します。場所は萩原町上呂です。申請地の隣には以前は牛舎が建っていましたが現在は取り壊され住宅が建築されています。その住宅の通路として隣の農地を一部分筆し譲渡したいため転用許可を求めるものであります。

5番	2番について説明します。場所は萩原町四美の岩太郎桜から400mくらいのあたりで、実家の隣に子供が家を建てるため、農地を分筆して転用許可を求めるものであります。現在既に一部隣の実家の車庫が農地にかかっていることから始末書案件となっています。
5番	3番について説明します。場所は萩原町尾崎で、出店橋を渡ってすぐのあたりです。ずっと昔から土場として使われていて農地という状況ではなかったですが、農地であることが判明しました。譲受人は申請地の隣に家を建てており、駐車場として利用するため転用許可を求めるものであります。
8番	4番について説明します。場所は萩原町羽根で、****の裏手あたりです。申請者は祖父と孫の関係であり、賃貸借契約で家を建築したいため転用許可を求めるものであります。申請地の周囲は貸付人である祖父の土地であるため問題ないと思われます。
11番	5番について説明します。場所は馬瀬惣島で、惣島線から西村方面に県道を進んで神社の手前あたりです。譲受人の父親が住宅を建設した際に農地を進入路として利用していたことが相続で判明したため、転用許可を求めるものであります。
25番	6番について説明します。場所は金山町祖師野で、東第一小学校の裏手です。譲受人は7年前に申請地に隣接する住宅を購入し、その駐車場として利用したいため転用許可を求めるものであります。申請地はこれまで月極駐車場として利用されてきました。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
21番	使用貸借期間が50年というのはおかしくないのか。
事務局	特におかしくないです。よくある申請です。 使用貸借は親子間で結ばれることが多いことから、50年間の使用貸借の間に貸人である親が亡くなり相続が発生して、最終的に借人の所有地になることがほとんどです。 申請書についている契約書の写しでも50年の使用貸借であることが確認されています。
会 長	その他、ご意見ご質問はございますか。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請6件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
会 長	以上で本日の案件について審議を終了します。その他何かありましたらご意見伺います。

会 長

以上をもちまして、第6回 下呂市農業委員会を閉会します。

15時00分閉会

※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った

本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番